

1-1 糸魚川市防災会議条例

平成17年3月19日
条例第161号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、糸魚川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 糸魚川市地域防災計画及び糸魚川市水防計画を作成し、並びにその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定行政機関及び指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 市長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 本市の教育長
- (6) 本市の消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体等の長又は職員のうちから市長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

7 委員が第5項各号の職を離れ、又は失ったときは、その委員の地位を失うものとする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐するために幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員で市長が定める職にある者について、市長が任命する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年3月19日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 糸魚川市防災会議委員

	区 分	所 属 名	役職
	会長	糸魚川市	市長
1号	指定行政機関及び指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者	上越労働基準監督署	署長
		高田河川国道事務所糸魚川国道維持出張所	所長
		高田河川国道事務所糸魚川出張所	所長
		松本砂防事務所 姫川出張所	専門官
		上越森林管理署	署長
		新潟地方気象台	台長
		上越海上保安署	署長
		陸上自衛隊高田駐屯地 第二普通科連隊	第1中隊長
2号	新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者	糸魚川地域振興局	局長
		糸魚川地域振興局地域整備部	部長
		糸魚川地域振興局農林振興部	部長
		糸魚川地域振興局健康福祉部	部長
3号	新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者	糸魚川警察署	署長
4号	市長が部内の職員のうちから指名する者	糸魚川市	副市長
		糸魚川市総務部	部長
5号	本市の教育長	糸魚川市教育委員会	教育長
6号	本市の消防長及び消防団長	糸魚川市消防本部	消防長
		糸魚川市消防団	団長
7号	指定公共機関、指定地方公共機関又は公共的団体等の長又は職員のうちから市長が任命する者	西日本旅客鉄道株式会社 糸魚川駅	駅長
		西日本旅客鉄道株式会社金沢支社 北陸広域鉄道部（糸魚川）	北陸広域鉄道部 大糸線担当部長
		えちごトキめき鉄道株式会社	代表取締役社長
		東日本高速道路株式会社 新潟支社上越管理事務所	所長
		日本郵便株式会社 糸魚川郵便局	局長
		東日本電信電話株式会社 埼玉事業部新潟支店	支店長
		東北電力ネットワーク株式会社 糸魚川電力センター	所長
		黒部川電力株式会社	代表取締役社長
		東京発電株式会社糸魚川事業所	所長
		日本通運株式会社高田支店糸魚川営業所	所長
		糸魚川バス株式会社	代表取締役社長
		新潟県トラック協会上越支部糸魚川分会	分会長
		糸魚川市医師会	理事
		糸魚川経済団体連絡協議会	会長
		新潟県建設業協会糸魚川支部	支部長
		糸魚川市管内報道機関代表	新潟日報 糸魚川支局長
8号	自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が任命する者	社会福祉法人 糸魚川市社会福祉協議会	会長
		糸魚川地域連合区長会	会長
		能生地域区長連絡協議会	会長
		青海地域自治会連絡協議会	副会長

事務局 : 糸魚川市消防本部消防防災課

1-3 糸魚川市防災会議運営規程

平成17年3月19日
防災会議告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市防災会議条例(平成17年糸魚川市条例第161号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、糸魚川市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務を代行すべき委員)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代行すべき委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により市長の職務を代理すべき副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議は、必要の都度開催するものとし、会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第4条 会議の議長は、会長が当たる。

(会議の議事)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明聴取)

第6条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員、幹事その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専決)

第7条 臨時急施を要するとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、その旨を次の会議において報告し、承認を求めなければならない。

(部会の設置)

第8条 会議は、必要の都度事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会長は、会議の状況の概要を記録し、これを保存しなければならない。

(幹事の招集)

第10条 会長は、必要の都度幹事を招集し、事務を処理させることができる。

(異動等の報告)

第11条 委員は、異動等が生じた場合は、速やかに会長に報告しなければならない。

(公表の方法)

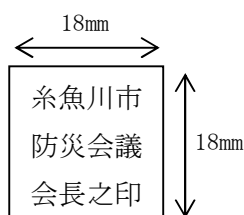
第12条 糸魚川市地域防災計画及び糸魚川市水防計画を作成し、又は修正した場合のその要旨の公表
その他会議が行う公表は、糸魚川市公告式条例(平成17年糸魚川市条例第3号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(事務)

第13条 会議の事務は、糸魚川市消防本部で行う。

(公印)

第14条 会長の公印を次のように定める。



前 文 抄

平成17年3月19日から実施する。

1-4 糸魚川市災害対策本部条例

平成17年3月19日
条例第162号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、糸魚川市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月19日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 糸魚川市災害対策本部規程

平成17年 3月19日
訓令第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市災害対策本部条例(平成17年糸魚川市条例第162号)第4条の規定に基づき、糸魚川市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の組織及び会議)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)には市長、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)には副市長、糸魚川市危機管理監等に関する規則(平成23年糸魚川市規則第43号。以下「規則」という。)に規定する危機管理監及び副危機管理監並びに災害対策本部員(以下「本部員」という。)には糸魚川市庁議規程(平成17年糸魚川市訓令第2号)第4条第2項に規定する部・課長会議の構成員のうち市長及び副市長を除いたもの並びに消防署長及び消防団長をもって充てる。

2 本部長の下に本部会議を置く。

3 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、防災に関する重要事項について協議する。

4 本部に部を置き、部の下に班を置く。

5 部長、副本部長、班長及び班員は、別表第1に掲げるとおりとする。

(業務分掌)

第3条 前条に規定する部及び班の業務分掌は、別表第2のとおりとする。

(本部連絡員)

第4条 本部に本部連絡員を置き、各部長が所属班員のうちから指名する者をもってこれに充てる。

2 本部連絡員は、本部から指示があった場合は、本部において服務し、所属部との連絡並びに所属部に関する被害及び災害対策活動に関する情報、資料の整理等の事務に従事しなければならない。

(危機管理監及び部長の職務)

第5条 危機管理監は、規則第4条に規定する職務を行う。

2 危機管理監に事故があるときは、副危機管理監がその職務を代理する。

第5条の2 部長は、本部長、副本部長及び危機管理監を補佐し、班長を指揮監督する。

2 部長に事故があるときは、副本長(複数の副本長がいる部の場合は、あらかじめ部長が指名した者)がその職務を代理する。

(班長の職務)

第6条 班長は、上司の命を受け、その事務を処理し、所属の班員を指揮監督する。

2 班長は、班の業務を処理するため、あらかじめ班員の担当する業務分掌を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

(本部の開設及び閉鎖)

第7条 本部を開設する場合は、おおむね次のとおりとする。

(1) 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

(2) 新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用される災害が発生したとき。

(3) その他本部長が必要と認めたとき。

2 本部を閉鎖する場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 災害発生のおそれが解消したとき。

(2) 災害応急対策がおおむね完了したとき。

(3) その他本部長が適当と認めたとき。

(本部開設前の措置)

第8条 消防長は、予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

- (1) 予警報及び情報の収集及び連絡調整
 - (2) 人員配備の指示
 - (3) 関係部との連絡調整
- 2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報を受理した当直代行員、当直員及び警防課通信係は、直ちに消防長に報告して指示を受け、関係部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準、編成計画等)

- 第9条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速に非常配備体制を整えなければならない。
- 2 非常配備の種別及び内容等の基準については、別表第3に定めるとおりとする。
 - 3 部長及び班長は、前項の基準に基づき配備計画を立て、これを班員に徹底しなければならない。

(第1 配備下の体制)

- 第10条 第1 配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 防災班長は、防災部長の指示に基づき、県及び関係機関との連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集して本部長に報告するとともに、関係部長に連絡しなければならない。
 - (2) 本部長は、必要に応じて関係部長を招集し、情報を聴取し、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
 - (3) 配備につく班員は、所属する班長の指示する場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第2 配備下の体制)

- 第11条 第2 配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。
 - (2) 各部長は、所掌業務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。
 - (3) 各部長及び各班長は、次に掲げる措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況について班員に周知し、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3 配備下の体制)

- 第12条 第3 配備が指令された場合は、各部とも災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

- 第13条 各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

(その他)

- 第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

前文抄

平成17年3月19日から実施する。

改正文 略

平成28年4月1日から実施する。

- 別表第1 (第2条関係)「糸魚川市災害対策本部組織図」 **資料2-2**
別表第2 (第3条関係)「糸魚川市災害対策本部業務分掌」 **資料2-3**
別表第3 (第9条関係)「糸魚川市災害対策本部配備体制」

1-6 糸魚川市災害救助条例

平成17年 3月19日
条例第163号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、市が応急に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であつて、次に定める程度の災害が発生した場合で当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が10以上に達した場合
- (2) 前号の基準に達しないが多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めた場合
- (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (4) 災害にかかった者の救出
- (5) 応急仮設住宅の設置
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 障害物の除去
- (8) 学用品の給与

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条の規定に準じて行うものとする。

2 市長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市災害救助規則(昭和45年糸魚川市規則第2号)、能生町災害救助条例(昭和41年能生町条例第38号)又は青海町災害救助条例(昭和42年青海町条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

1-7 糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年3月19日
条例第124号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 補則(第16条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行うことによって、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、糸魚川市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)がいるときは、当該兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順

位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別な事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流出した場合 350万円

2 前項第1号のウ又は第2号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年糸魚川市条例第17号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年能生町条例第5号)又は青海町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年青海町条例第33号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(東日本大震災に係る特例措置)

第3条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第3項及び第14条の適用については、第13条第3項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、第14条中「年1パーセント」とあるのは「年1.5パーセント(保証人を立てる場合にあつては、無利子)」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第13条第1項及び平成23年特別令第14条第8項の規定によるものとする。

附 則 (平成23年7月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則 (平成23年9月22日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (平成25年3月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の糸魚川市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月24日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-8 糸魚川市地すべり等災害見舞金給付規則

平成17年3月19日

規則第92号

(目的)

第1条 この規則は、市内に発生した災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震及び地すべり等の自然災害をいう。)により被害を受けた次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主(以下「被災者」という。)に対して見舞金等を給付することを目的とする。

- (1) 災害により被害を受けた家屋(当該家屋に居住する者等の所有に係るものに限る。)に居住する者
- (2) 災害により市長から災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条に規定する避難勧告を継続して5日以上受けた地区に居住する者

(対象となる災害)

第2条 この規則による見舞金給付の対象となる災害は、災害救助法(昭和22年法律第118号)、新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)又は糸魚川市災害救助条例(平成17年糸魚川市条例第163号)が適用される災害及び市長がこれらに準ずると認める災害とする。

(見舞金の給付)

第3条 市長は、被災者に対して速やかに次条の規定による基準等によって給付額を決定し、見舞金を給付する。

(見舞金等の給付基準)

第4条 見舞金の給付範囲及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1条第1号に該当する者
 - ア 全壊し、又は流失した場合 100,000円
 - イ 半壊した場合 50,000円以内
- (2) 第1条第2号に該当する者 20,000円

(補則)

第5条 災害の状況その他特別の事情がある場合においては、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による見舞金に代えて、物品を給付することができる。この場合の給付方法及び給付基準等については、前2条の規定を準用する。

- 2 前条に掲げる被害の程度以外の被害であっても、市長が特に必要と認めた場合には、同条の規定による基準の範囲内で見舞金又は見舞品を給付することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の糸魚川市地すべり等災害見舞金給付規則(昭和44年糸魚川市規則第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月20日規則第4号)

(施行期日)

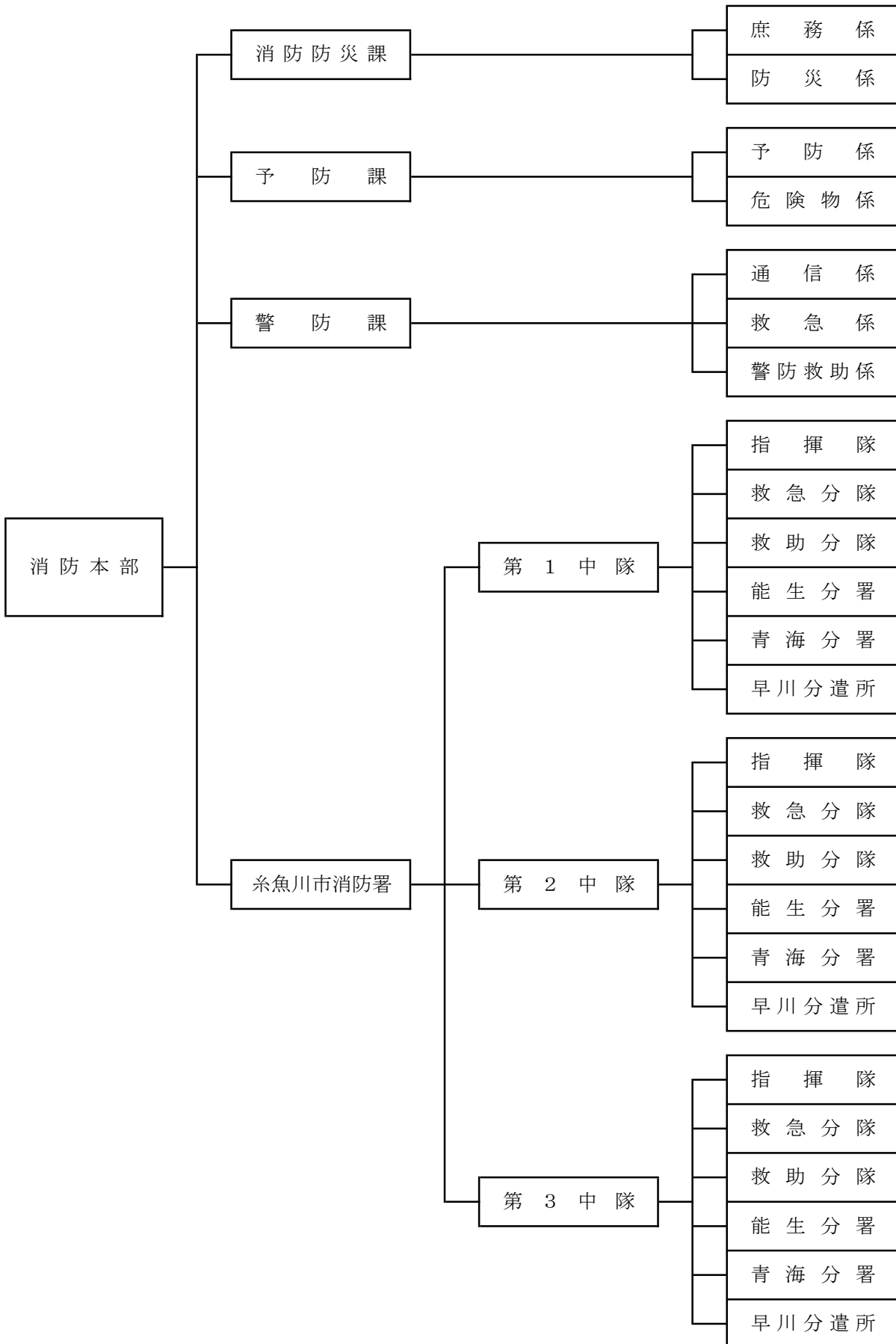
- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の糸魚川市地すべり等災害見舞金給付規則の規定は、この規則の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金等から適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金等については、なお従前の例による。

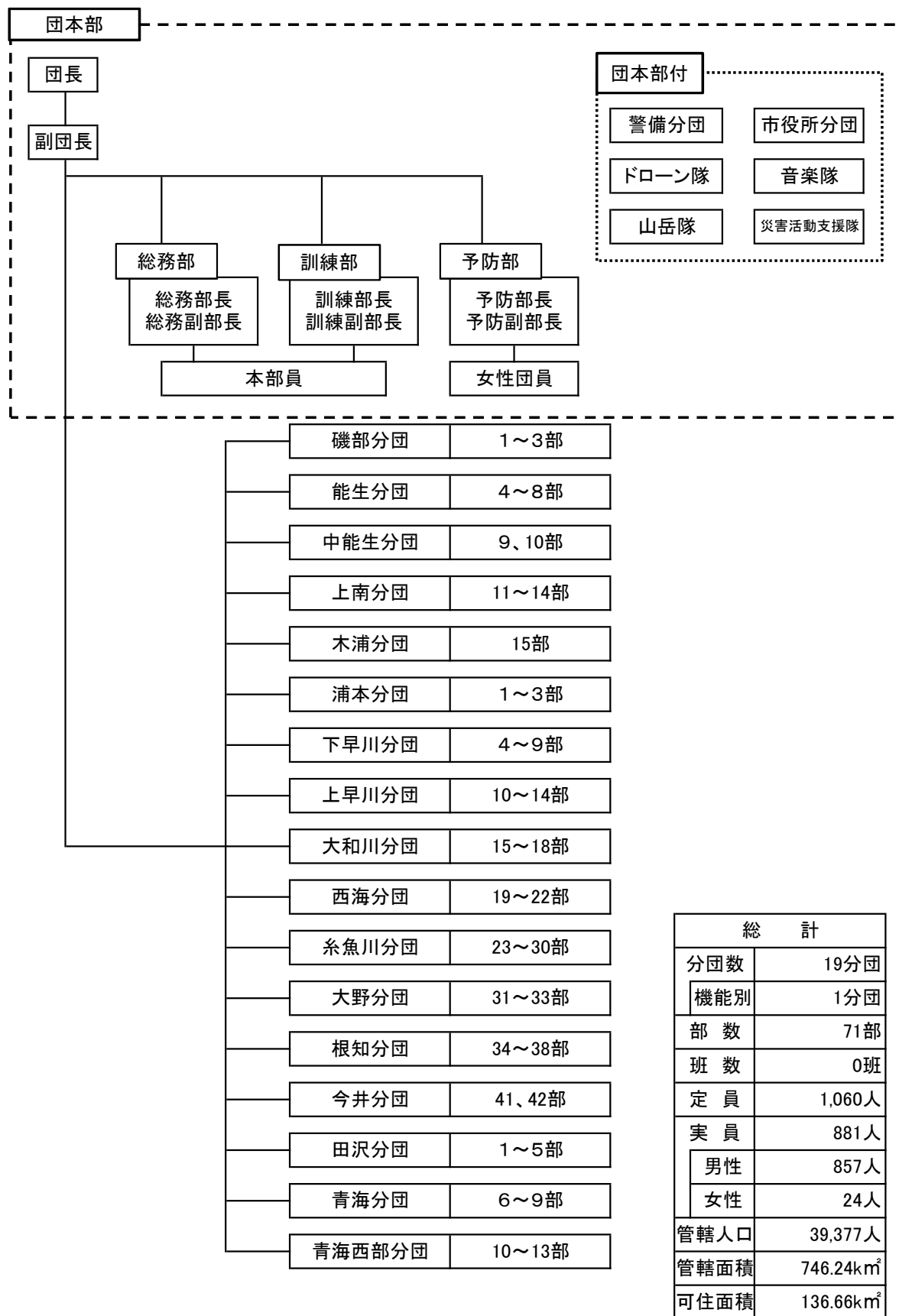
1-9 消防組織

(R4. 4. 1現在)



1-10-(1) 糸魚川市消防団組織図

(R5.4.1現在)



1-10-(2)消防団管轄区域

(R5.4.1現在)

分 団	部	管 轄 区 域
磯部分団	第1部 (筒石)	筒石
	第2部 (徳合)	徳合、仙納
	第3部 (大洞・藤崎)	大洞、藤崎、百川
能生分団	第4部 (小泊)	能生小泊
	第5部 (能生東部)	笹良町、学校町、仲町、西小町、東小町
	第6部 (能生西部)	西浜町、柴町、新町、中央、旭本町
	第7部 (能生南部)	旭町、緑ヶ丘、桜木、駅南
中能生分団	第8部 (桂・大王)	寺山、旭新町、桂、鶉石、下小見、大王、大平寺
	第9部 (柱道)	中野口、柱道、大鷲
	第10部 (平沢)	上小見、平、大沢、島道
上南分団	第11部 (高倉)	高倉、下倉
	第12部 (槇)	藤後、槇
	第13部 (溝尾)	溝尾、川詰、東谷内
	第14部 (柵口)	物出、柵口、西飛山、田麦平、須川
木浦分団	第15部 (木浦)	浜木浦、新戸、中尾、鬼舞、鬼伏
浦本分団	第1部 (間脇)	間脇
	第2部 (中浜)	中浜
	第3部 (中宿)	中宿
下早川分団	第4部 (田屋)	田屋、道々屋敷、大稲場、中島、檜葉ノ木
	第5部 (上覚)	上覚、西谷内、柿ノ町、岡
	第6部 (新町)	新町、田中
	第7部 (東海)	竜文寺、上向、下向、北向
	第8部 (新道・高谷根)	新道、赤沢、清水山、日光寺、滝川原、出、高谷根
上早川分団	第9部 (五十原・谷根)	五十原、谷根、栗尾、原、西塚、東塚、見滝
	第10部 (越)	越川原、西越、旧越、宮平、中野
	第11部 (土塩)	土塩、中林、猿倉、吹原
	第12部 (大平)	大平、寒谷、岩倉、土倉
	第13部 (湯之川内)	湯之川内、中川原新田、猪平
大和川分団	第14部 (北山)	北山、三ツ屋、砂場、平林、角間
	第15部 (梶屋敷)	梶屋敷
	第16部 (田伏)	田伏
	第17部 (大和川)	大和川、竹ヶ花
西海分団	第18部 (厚田)	厚田、坂井
	第19部 (羽生)	羽生、平牛、成沢、真光寺
	第20部 (水保)	水保、北山、稲坂、井沢
	第21部 (田中)	田中、川島、中条
	第22部 (釜沢・来海沢)	釜沢、道平、真木、栗倉、来海沢、市野々、御前山
糸魚川分団	第23部 (押上)	押上、南押上
	第24部 (寺町)	寺町、東寺町、南寺町、大町
	第25部 (横町)	横町、本町
	第26部 (寺島)	寺島、南寺島
	第27部 (新鉄)	新鉄、中央
	第28部 (上刈)	上刈
	第29部 (一の宮)	一の宮、清崎
大野分団	第30部 (蓮台寺)	蓮台寺、京ヶ峰
	第31部 (下大野)	大野
	第32部 (新舟)	大野
根知分団	第33部 (小坂)	大野
	第34部 (根小屋・栗山)	根小屋、栗山
	第35部 (上町屋)	上町屋、和泉、大工屋敷、上野山、稲場
	第36部 (山口)	山口、杉之当、上横、別所、大久保、山寺、大神堂、上沢
今井分団	第37部 (上野)	上野
	第38部 (東中)	東中
	第41部 (八千川)	八千川
田沢分団	第42部 (西中・中谷内)	西中、中谷内、大谷内、西川原、山本
	第1部 (須沢)	須沢1区～6区
	第2部 (八久保)	八久保1区～3区
	第3部 (今村新田)	今村新田
	第4部 (田海)	田海1区～3区
青海分団	第5部 (高畑)	高畑1区・2区、寺地JR線より南
	第6部 (寺地)	寺地 (寺地JR線より南は、除く。)、名引
	第7部 (青海)	本町一丁目～三丁目、泉町、港町1区・2区、愛宕町、宮花町
	第8部 (中央)	北斗町一丁目～五丁目、寺町、上野町、諏訪町、桜ヶ丘、相生町、観音町、石曾根
青海西部分団	第9部 (大沢)	大沢、柴町、橋立
	第10部 (歌)	歌
	第11部 (外波)	外波
	第12部 (市振)	市振
	第13部 (玉ノ木)	玉ノ木、上路

※小滝地区 (瀬野田、前川、岡、東峰、夏中、中川原、山之坊、白馬町、白馬温泉及び大所) は根知分団及び大野分団の管轄区域とする。

1-11 自主防災組織

(R5. 3. 31現在)

地域	名 称	世帯数
糸 魚 川 地 域	間脇区自主防災組織	96
	中浜区防災会	99
	中宿区自主防災組織	128
	東海地区防災会	48
	田屋区防災会	178
	育郷区防災会	70
	新町区自主防災会	148
	新道地区防災会	71
	日光寺地区防災会	10
	出区自主防災会	19
	上早川防災会	230
	梶屋敷区防災会	252
	田伏区自主防災会	341
	大和川地区防災会	480
	竹ヶ花地区防災会	153
	厚田区自主防災	237
	西海地区自主防災委員会	734
	北山区自主防災会(西海) ※	(24)
	押上区自主防災会	605
	寺町区防災会	1, 215
	大町・緑町・新七三区防災会	308
	中央区自主防災会	425
	横町区防災会	974
	寺島区自主防災会	320
	新鉄区防災会	189
	上刈自主防災会	889
	一の宮地区防災組織	475
	蓮台寺区自主防災組織	200
	京ヶ峰地区自主防災会	348
	大野地区自主防災会	502
	根知防災会	369
	小滝地区防災会	56
今井地区防災会	144	
青 海 地 域	須沢地区防災会	907
	今村新田地区自主防災会	87
	八久保地区自主防災会	408
	名引地区防災会	252
	高畑地区防災会	141
	西町地区自主防災会	95
	青海大沢地区自主防災会	84
	歌地区自治会	44
	外波地区自治会	75
	市振地区自主防災会	89
	玉ノ木地区防災会	41

地域	名 称	世帯数
能 生 地 域	筒石地区自主防災会	213
	徳合区防災会	74
	大洞自主防災会	38
	藤崎地区自主防災	110
	百川地区防災会	53
	西浜町自主防災会	61
	能生栄町自主防災会	100
	能生新町地区防災会	45
	能生中央地区防災会	48
	笹良町自主防災会	30
	学校町自主防災会	62
	旭本町自主防災会	48
	旭町自主防災会	50
	緑ヶ丘地区自主防災会	62
	桜木地区防災会	167
	駅南自主防災会	135
	仲町地区防災会	34
	西小町自主防災会	48
	東小町自主防災会	47
	能生小泊自主防災協力会	178
	大平寺地区防災会	23
	旭新町自主防災会	65
	桂地区防災会	69
	大王地区自主防災会	56
	上小見区自衛消防隊	65
	平地区防災会	116
	島道自主防災組織	33
	大沢防災隊	77
	中野口自主防災	38
	柱道地区防災会	46
	槇自主防災	75
	溝尾地区自主防災会	50
	西飛山地区防災会	18
須川自衛消防	20	
高倉地区消防・防災会	19	
浜木浦地区自主防災会	105	
新戸地区防災会	53	
鬼舞地区自主防災	45	
鬼伏地区自主防災会	55	
83組織 (15, 168世帯)		88. 6%

※北山区自主防災会(西海)は西海地区自主防災委員会の世帯数と重複するため世帯数合計に計上しない。